宝くじ・公営競技・サッカーくじの実効還元率

	宝くじ	公営競技 (地方競馬、競艇、競輪、オートレース)	サッカーくじ	
当せん金率 (A)	45.7 % 売上 1 兆 419 億円 当せん金 4,758 億円	74.8 % 売上 2 兆 2,492 億円 払戻金 1 兆 6,814 億円	49.6 % 売上 905 億円 払戻金 449 億円	
1 億円当選時 の受取額 (還元率) (B)	1 億円	7,817万円	1 億円	
	100 % 当せん金付証票の当せん金品に ついては、所得税を課さない。 (当せん金付証票法第13条)	78.2 % 課税標準(一時所得) (1億円-100万円(必要経費=当たり馬券購入費)-50万円(特別控除額))×1/2=4,925万円 「所得税(累進税率) 1,690万円 【住民税(10%) 493万円	100 % 払戻金については、所得税を課 さない。(スポーツ振興投票の実 施等に関する法律第16条)	
実効還元率 (A)×(B)	45.7 %	58.5 %	49.6 %	

- 注)1. 宝くじはみずほ銀行調べ、公営競技は各施行者協議会調べ、サッカーくじは(財)日本スポーツ振興センター決算による。
 - 2. いずれもH20年度数値。
 - ※ 公営競技は、1日に複数レース行われており、例えば3レース賭けると、その期待値は宝くじの当せん金率を下回る。 75%×75%×75%=42.2% < 45.7%

宝くじと公営競技との比較

		公営競技				
	宝くじ	競艇	競輪	オートレース	競馬	
法律	当せん金付証票法	モーターボート競走法	自転車競技法	小型自動車競走法	競馬法	
法の目的·趣旨	地方財政資金の調達	1 船舶産業の振興 2 公益の増進 3 地方財政の改善	1 機械産業の振興 2 公益の増進 3 地方財政の健全化	1 機械産業の振興 2 公益の増進 3 地方財政の健全化	畜産の振興	
払戻金	(法第1条) 発売総額の 100分の50以内 (法第5条)	(法第1条) 売上金の 100分の75~80間で 施行者が設定 (法第15条)	(法第1条) 売上金の 100分の75以上で 施行者が設定 (法第12条)	(法第1条) 売上金の 100分の75以上で 施行者が設定 (法第16条)	(-) 売得金の 100分の73.8~82 (勝馬への投票金額により変動) (法第7条)	
払戻率	45.7%	74.8%	75.0%	74.8%	74.1%	
売上金 (払戻金)	1 兆419億円 (4,758億円)	9,772億円 (7,310億円)	7,913億円 (5,935億円)	1,049億円 (785億円)	3,757億円 (2,784億円)	

[※] 払戻率、売上金及び払戻金については、平成20年度実績(宝くじは受託銀行調べ、公営競技は各施行者協議会調べ)。

[※] 競艇及びオートレースの払戻率については、払戻金の時効等により法律上の払戻率の規定と一致しない。